

げんめん わりびき
VIII 減免・割引

1 所得税等の減免

| 種類 | 対象 | 内容 | 手続場所 | 備考 |
|---------|---|-------------------------|---|------------------|
| 所得税 | 障がい者控除 ①一般の障がい者(身体3～6級、知的B1・B2、精神2・3級) ②特別障がい者(身体1～2級、知的A、精神1級) ③特別障がい者が同居の配偶者、または扶養親族 | ①27万円 ②40万円 ③75万円 | 勤務先又は 門真税務署 06-6909-0181 | 身 知 精 |
| 市民税 | 障がい者控除 ①一般の障がい者(身体3～6級、知的B1・B2、精神2・3級) ②特別障がい者(身体1～2級、知的A、精神1級) ③特別障がい者が同居の同一生計配偶者、または扶養親族 | ①26万円 ②30万円 ③53万円 | 課税課市民税 グループ 06-6902-5898 | 身 知 精 マ |
| 事業税 | 重度の視覚障がい者(失明又は両眼の視力0.06以下)が行う、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等医業に類する事業 | 非課税 | 北河内府税 事務所 072-844-1331 FAX 072-846-3988 | 身 |
| 相続税 | ①障がい者が相続又は遺贈により財産を取得した場合 ②心身障がい者共済制度に基づく給付金を受ける権利を相続により取得した場合 | ①税額から一定額を控除 ②非課税 | 門真税務署 06-6909-0181 | 身 知 |
| 贈与税 | ①特別障がい者が特別障がい者扶養信託契約に基づいて受ける信託受益権のうち6,000万円までの部分 ②心身障がい者共済制度に基づく給付金を受ける権利を贈与により取得したと見なされる場合 | 非課税 | 門真税務署 06-6909-0181 | 知 精 |
| 自動車税種別割 | 対象となる障がいの程度や車の所有・運転形態、使用目的など詳細は北河内府税事務所へお問い合わせください。 ※軽自動車を含めて1台に限る。 | 減免 | 北河内府税 事務所 072-844-1331 FAX 072-846-3988 | 身 知 精 |

| 種類 | 対象 | 内容 | 受付場所 手続場所 | 備考 |
|----------------------|---|----|--------------------------------------|-------------|
| 環境性能割 自動車税(軽自動車税) | 対象となる障がいの程度や車の所有・運転形態、使用目的など詳細は大阪自動車税事務所(寝屋川分室)へお問い合わせください。 ※軽自動車は 072-604-2772 (軽自動車検査協会大阪主管事務所高槻支所へお問い合わせ) | 減免 | 大阪自動車税事務所 (寝屋川分室) 072-823-1801 | 身 知 精 |
| 軽自動車税種別割 | 対象となる障がいの程度や車の所有形態、使用目的など詳細は課税課へお問い合わせください。申請期間については、毎年納税通知書到達後から5月31日(31日が土日祝日の場合は、その翌開庁日)となりますので、ご注意ください。 ※普通自動車や軽自動車、二輪車を含めて障がい者1人につき1台に限る。 | 減免 | 課税課市民税グループ 06-6902-5874 | 身 知 精 |
| 固定資産税 | 「生活保護を受給している方」又は「1月1日現在で特別障がい者(身体1～2級、知的A、精神1級)で、次のすべての要件を満たしている方」 ① 所有者及び所有者と生計を一にする方全員が 市民税均等割非課税限度額以下の所得 ② 自らの居住用以外の土地や家屋を所有していない ③ 家屋の課税延床面積が70㎡以下 ④ 年税額が5万円以下 ※申請期限など詳細は課税課へお問い合わせください。 | 減免 | 課税課資産税グループ 06-6902-5918 | 身 知 精 |
| マル優制度 | 身体障がい者手帳を持っている人等、マル優制度をご利用いただけます。この制度を利用すると、一定の条件を満たす公社債・投資信託や預貯金などが、元本350万円までは利子等を非課税扱いになります。 | 減免 | 詳細については、取引金融機関にお問い合わせください。 | 身 知 精 |
| 福祉定期預金制度 | 障がい年金等を受給している人を対象にした定期預金で、預金利率が一般の定期利率に上乘せされます。(取り扱う金融機関によって、対象者が異なります。) | | | 身 知 精 |

2 交通運賃の割引等

| 区分 | | 割引の対象者 | 割引の内容 | 割引率 | 備考 |
|------------|----------------|-------------|---|---|--------|
| 私鉄各社 JR | 障がい者 本人単独乗車 | 障がい者 | 普通乗車券(片道100キロ以上の利用の場合のみ) | 5割 | 身 知 |
| | 介護者とともに乗車 | 障がい者及びその介護者 | <ul style="list-style-type: none"> 普通乗車券 回数乗車券 急行券(特急券、座席指定券を除く。) 定期券(障がい者本人が12歳未満の場合は、介護者のみ) ICOCA、PiTaPaは対象外 | 5割 | |
| | | 障がい者 | 障がい者の介護者 ※知的障がい者の介護者の場合は、障がい者が12歳未満のみ | <ul style="list-style-type: none"> 定期券 | |

| 区分 | 割引の対象者 | | 割引の内容 | 割引率 | 備考 | |
|---------------------|------------------------|----------------|--|---------------------------------------|---------------------|------------------|
| ※会社によって異なる場合があります | 障がい者 本人単独乗車 | 障がい者 | 普通乗車券 回数券 (割引なしの場合あり) | 5割 | 身 知 精 | |
| | | | 定期券 | 3割 | | |
| | 介護者とともに乗車 | 第1種 障がい者 | 障がい者及びその 介護者 | 普通乗車券 回数券 (割引なしの場合あり) | | 5割 |
| | | 第2種 障がい者 | 障がい者の介護者 ※知的障がい者の 介護者の場合 は、障がい者が 12歳未満のみ | 定期券 | | 3割 ※介護者 のみ |
| 一部バス会社によっては割引があります。 | | | | | 精 | |
| タクシー | | | 運賃 ※詳しくは、大阪タクシー協会(Tel.06-6125-5400、 Fax06-6125-5445)へお問い合わせください。 | 1割 | 身知 | |
| | | | 運賃 ※日進交通株式会社(Tel.06-6791-7422)に限ります。 | 1割 | 精 | |
| 航空機 | 介護者とともに搭乗 | 障がい者 本人単独搭乗 | 障がい者 | ※詳細については、各航空会社へお問い合わせください。(ただし、国内線のみ) | 身 | |
| | | 第1種 障がい者 | 障がい者及びその 介護者 | | 知 | |
| | | 第2種 障がい者 | 障がい者及びその 介護者 | | 精 | |
| 船舶 | JRとほぼ同様の割引をされる場合があります。 | | | 身知 | | |
| | 一部運航会社によっては割引があります。 | | | 精 | | |

3 有料道路の割引

| | 運転の形態 | 対象自動車の範囲 | 所有者 | 割引率 | 備考 |
|-----|---------------------|----------------------------|---|--------------------------------------|------------|
| 第1種 | 障がい者本人が運転する場合 | 自家用乗用自動車 ※軽自動車や一部貨物を含む。 | <ul style="list-style-type: none"> 本人、親子、兄弟姉妹及びその配偶者 同居の親族等 障がい者本人を継続して日常的に介護している人 | 5割 (ただし、端数が生じる場合は、10円単位で切り上げ) | 身 知 |
| | 介護者運転で障がい者本人が同乗する場合 | | | | |
| 第2種 | 障がい者本人が運転する場合 | | <ul style="list-style-type: none"> 本人、親子、兄弟姉妹及びその配偶者 同居の親族等 | | 身 |

【手続きに必要なもの】

- 障がい者手帳(原本)、車検証及び自動車検査証記録事項(原本)、運転免許証(本人運転の場合、コピー可)
- ETCを利用される場合は上記に加え、ETCカード(障がい者手帳所持者本人名義、18歳未満の方は保護者名義)、ETC車載器セットアップ申込書・証明書又は車載器の管理番号が確認できるものも必要となります
- ※既に有料道路における障がい者割引制度を利用し、かつ本制度申請時にETCの利用登録をされている方は更新申請の際にETC割引登録係より送付される「更新のご案内」の封書をお持ちいただきますよう、ご協力をお願いいたします
- ※自動車検査証記録事項は車検証が電子車検証(A6サイズ)の場合に必要となります
- ※手帳所持者本人が18歳に到達された際には、本人名義のETCカード作成の上、変更申請が必要となります
- ※ローン、長期リースで自動車を利用されている場合は割賦契約書、リース契約書又はお支払い状況を確認できる書類が必要となります
- ※ローンお支払い完了後、車検証の所有者欄の名義変更がお済みでない場合は受付できません(自動車の登録をする場合)
- ※各種申請(新規申請・変更申請・更新申請)はオンラインでも行うことができます(必要な書類やご利用までの流れなどの詳細については、NEXCO西日本のホームページをご覧ください)

手続:障がい福祉課

4 NHK放送受信料の免除 ※申請時に印鑑が必要です。

| 対象者 | 全額免除の場合 | 半額免除の場合 |
|--------|----------------|-------------------------------|
| 身体障がい者 | 世帯構成員全員が市民税非課税 | 視覚・聴覚障がい者 重度(1級・2級)の身体障がい者 |
| 知的障がい者 | 世帯構成員全員が市民税非課税 | 重度(療育手帳A)の知的障がい者 |
| 精神障がい者 | 世帯構成員全員が市民税非課税 | 重度(1級)の精神障がい者 |

手続:障がい福祉課

問合せ: NHK視聴者コールセンター TEL 0120-151515
NHK大阪放送局視聴者センター FAX 06-6941-0431

5 携帯電話の割引

| | |
|--|-------------|
| <p>基本使用料の割引制度や、割安な料金プランが利用できます。詳細は、各携帯電話会社にお問い合わせください。</p> | 身 知 精 |
|--|-------------|

6 映画館の割引

| | |
|---|-------------|
| <p>大阪興行協会加入の映画館で割引を行っています。券売場で手帳を提示してください。 窓口：生活衛生同業組合大阪興行協会（電話）06-6720-2427（FAX）06-6720-2428</p> | 身 知 精 |
|---|-------------|

7 NTTの無料番号案内(ふれあい案内)

| | |
|---|-------------|
| <p>視覚障がい1～6級、肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)1・2級の人及び知的・精神障がい者が、104番を利用する場合、無料で電話番号の案内を受けることができます。 手続：NTTの支店、営業所(郵送も可能) お問い合わせ…フリーダイヤル 0120-104-174 午前9時～午後5時(土曜・日曜・祝日を除く。)</p> | 身 知 精 |
|---|-------------|

8 門真市内各駅前駐輪場の一時使用料の免除

| | |
|--|-------------|
| <p>障がい者手帳等をお持ちの方は、地下鉄「門真南駅」、京阪電車「門真市駅」「古川橋駅」「大和田駅」「萱島駅」各駅の本市が指定する自転車駐輪場窓口で障がい者手帳等を提示することで一時使用料が免除されます。 ※障がい者手帳等…身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者手帳 ※本市が指定する自転車駐輪場(西三荘駅は除く)は下記の通りです。 門真市駅北自転車駐輪場…Tel06-6907-9888 門真市駅南第2自転車駐輪場…Tel06-6907-8002又は 06-6907-9888 古川橋駅自転車駐輪場…Tel06-6900-6040 大和田駅自転車駐輪場…Tel072-883-8876 萱島駅西自転車駐輪場…Tel072-885-0203 門真南駅第1自転車駐輪場…Tel072-884-2256</p> | 身 知 精 |
|--|-------------|

問合せ先 道路公園課 総務グループ(TEL 06-6902-6645)

9 公共施設等の使用料の減免等

| | |
|--|-------------|
| <p>公共施設等によって、使用料・入場料等の減免が受けられます。詳細はそれぞれの施設にお問い合わせください。</p> | 身 知 精 |
|--|-------------|

10 さわやか訪問収集ほうもんしゅうしゅう

高齢者こうれいしゃや障がい者しょうがいしゃの方々が、粗大ごみそだいごみを一定の場所いっぺいばしょまで持ち出すことが困難こんなんな場合、屋内おくないからの「持ち出し収集もちだししゅうしゅう」を行います。

| | | |
|----------------------------|--|-------------|
| 対象者 <small>たいしょうしゃ</small> | <p>虚弱等<small>きよじゃくとう</small>により日常生活<small>にちじょうせいかつ</small>に支障<small>ししょう</small>のある65歳以上<small>さいいじょう</small>の一人暮らし<small>ひとりぐ</small>の方。 障がい者<small>しょうがいしゃ</small>(身体障がい者<small>しんたいしょうがいしゃ</small>手帳<small>しやてちょう</small>、精神障がい者<small>せいしんしょうがいしゃ</small>保健福祉手帳<small>ほけんふくしてちょう</small>、療育手帳<small>りょういくてちょう</small>のいずれかの交付<small>かうふ</small>を受けている)で一人暮らし<small>ひとりぐ</small>の方。 ※同居する家族<small>かぞく</small>がおられる場合<small>ばあい</small>についても、同居者<small>どうきよしゃ</small>が高齢<small>こうれい</small>や虚弱<small>きよじゃく</small>および年少者等<small>ねんしょうしゃとう</small>で粗大ごみ<small>そだいごみ</small>を決められた場所<small>ばしょ</small>まで持ち出すことが困難<small>こんなん</small>な世帯<small>せたい</small>も対象<small>たいしょう</small>とします。</p> | 身 知 精 |
|----------------------------|--|-------------|

てつづき 手続てつづき:クリーンセンター業務課ぎょうむか(TEL 06-6909-0048)

11 ふれあいサポート収集しゅうしゅう

高齢者こうれいしゃや障がいのある人ひとの家庭ごみかていを玄関先げんかんさきまで戸別こべつに収集しゅうしゅうします。

| | | |
|----------------------------|--|-------------|
| 対象者 <small>たいしょうしゃ</small> | <p>介護サービス<small>かいご</small>又はホームヘルプサービス<small>また</small>を受けている一人暮らし<small>ひとりぐ</small>の高齢者<small>こうれいしゃ</small>や障がいのある方<small>かた</small>の世帯<small>せたい</small>で、自ら家庭ごみ<small>みづか</small>を一定の場所<small>いっぺいばしょ</small>まで持ち出すことが困難<small>こんなん</small>な世帯<small>せたい</small>で、要介護2以上<small>ようかいごいじょう</small>の認定<small>にんてい</small>を受けた65歳以上<small>さいいじょう</small>の方<small>かた</small>、身体障害者手帳<small>しんたいしょうがいしゃてちょう</small>の交付<small>かうふ</small>を受け、かつ、障害程度<small>しょうがいていど</small>が1級<small>きゅう</small>又は2級<small>にゅう</small>に該当<small>がいう</small>する方<small>かた</small>、精神障害者保健福祉手帳<small>せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう</small>の交付<small>かうふ</small>を受け、かつ、障害の程度<small>しょうがいていど</small>が1級<small>きゅう</small>に該当<small>がいう</small>する方<small>かた</small>、大阪府療育手帳<small>おおさかふりょういくてちょう</small>の交付<small>かうふ</small>を受け、かつ、知的障害程度<small>ちてきしょうがいていど</small>がA<small>がいう</small>に該当<small>かた</small>する方。 ※同居する家族<small>かぞく</small>がおられる場合<small>ばあい</small>についても、同居者<small>どうきよしゃ</small>が高齢<small>こうれい</small>や虚弱<small>きよじゃく</small>および年少者等<small>ねんしょうしゃとう</small>の世帯<small>せたい</small>も対象<small>たいしょう</small>とします。</p> | 身 知 精 |
|----------------------------|--|-------------|

てつづき 手続てつづき:クリーンセンター業務課ぎょうむか(TEL 06-6909-0048)